

「法令の根拠」要約コメント集

共通作業

2001 準備及び作動開始前作業

法28条の二	事業者は建設物行動を建設するときは業務に起因する危険性等を調査しそれに基づく措置をしなければならない	P4
規則360条	地山の掘削作業主任者は器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと	P35
規則566条	足場の作業主任者は器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し不良品を取除くこと	P52
規則247条	型枠支保工作業主任者は材料の欠陥の有無、器具、工具を点検し不良品を取除くこと	P30
規則170条	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、作業を開始する前にブレーキ等を点検しなければならない	P22
規則151条の七十五	貨物自動車を用いて作業を行うときは、作業開始前にブレーキその他の装置の機能を点検しなければならない	P18
規則78条	移動式クレーンを用いて作業を行うときは作業開始前に各種安全装置、ブレーキ等の機能を点検しなければならない	P60
規則355条	地山の掘削の作業を行う場合、地山の崩壊等、危険を及ぼすおそれのあるときは十分な調査をしなければならない	P34
規則358条	掘削作業を行うときは、点検者を指名してその日の作業を行う場所、周辺の地山の点検をしなければならない	P34
規則373条	土留め支保工の点検は7日を超えない期間ごとに点検しなければならない	P36
規則540条	作業に通ずる場所、作業場内には安全な通路を確保し、常時有効に保持しなければならない	P50

2002 重機の搬入搬出作業

規則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
規則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
規則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
規則161条	車両系建設機械を積み下ろすときは平坦で堅固な場所。道板は十分な長さ、幅、強度を有するものを使用	P20
規則151条の三	車両系荷役機械を用いるときは、作業の場所、広さ、作業方法を定めた作業計画を作成しなければならない	P12
規則151条の四	車両系建設機械を用いる場合は作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づいた指揮をさせなければならない	P12
規則159条	車両系建設機械に誘導者を置くときは、一定の合図を定めてその者に合図をさせなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

単位作業		
3001 玉掛け作業		
ク則220条	作業開始前に当該ワイヤーロープの異常の有無を点検しなければならない	P65
ク則213条	ワイヤーロープの安全係数は六以上出なければならない	P64
ク則214条	フックまたはシャックルの安全係数は五以上でなければならない	P64
ク則215条	ワイヤーロープは素線の断線10%以上、直径の減少が7%以上、キンクをしたものを使用してはならない	P64
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
3004 携帯用丸ノコ作業		
規則111条	回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、手袋を使用させてはならない	P66
規則123条	丸ノコには歯の接触予防装置を設けなければならない	P66
3005 アーク溶接作業		
規則352条	作業開始前に別表に掲げる事項について点検しなければならない	P33
3006 ガス溶接、溶断作業		
規則313条の四(準用)	装置の5M以内の場所での喫煙、火気の使用を禁止	
3007 移動式クレーン作業		
ク則65条	巻き上げシーブの上面とジブの先端のシーブとの間隔を25CM以上となるよう調整しなければならない	P58
ク則70条の三	軟弱地盤等転倒のおそれのある場所に設置してはならない。 ただし敷き鉄板等で養生するときはこの限りでない	P58
ク則70条の四	アウトリガーを鉄板等の上で移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない	P58
ク則70条の五	アウトリガーを最大に張出さなければならない。 拡張式キックローラクレーンの場合は最大幅にすること	P58
ク則66条の三	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるときは、外れ止装置を使用しなければならない	P58
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
基発第218号	荷を吊って走行させることは、原則として禁止させること	
則349条	解釈例規 離隔距離 7000V以上2M以上、600V～7000V1. 2M以上 600V未満1M以上	P32
則349条の四	囲い、絶縁用防護措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人をおくこと	P32
ク則74条の三	10分間の平均風速が毎秒10Mを超えることが予想されるときは作業を中止しなければならない	P59

「法令の根拠」要約コメント集

3008 クレーン仕様油圧ショベル作業		
ク則66条の三	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるときは、外れ止装置を使用しなければならない	P59
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
則154条	転落、地山の崩壊等の危険がある場合は、地形、地質を調査し、記録しなければならない	P20
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
則356条	地山の種類に合わせた適正な勾配を確保すること (手堀とは掘削の下にて作業員がいる掘削のこと)	P34
則157条の2	路肩、傾斜地での作業で転倒又は転落の危険がある場合は、誘導者を配置しなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則155条の2の三	車両系建設機械で作業を行う場合は、作業計画書を作成し作業の方法を示さなければならない	P20

3009 積載型トラッククレーン作業		
ク則69条	移動式クレーンの定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない	P58
ク則70条の三	軟弱地盤等転倒のおそれのある場所に設置してはならない。 ただし敷き鉄板等で養生するときはこの限りでない	P58
ク則70条の五	アウトリガーを最大に張出さなければならない。 拡幅式きクローラクレーンの場合は最大幅にすること	P58
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を 行わせなければならない	P59
ク則65条	巻き上げシーブの上面とジブの先端のシーブとの間隔を25CM以上となるよう 調整しなければならない	P58
則157条の2	路肩、傾斜地での作業で転倒又は転落の危険がある場合は、誘導者を配置 しなければならない	P20
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
基発第218号	荷を吊って走行させることは、原則として禁止させること	
ク則74条の三	10分間の平均風速が毎秒10Mを超えることが予想されるときは作業を 中止しなければならない	P59

「法令の根拠」要約コメント集

30 10 クローラ型クレーン作業		
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則161条	車両系建設機械を積み下ろすときは平坦で堅固な場所。道板は十分な長さ、幅、強度を有するものを使用	P20
ク則75条の二	作業を指揮する者を選任してその者の指揮により実施しなければならない	P60
ク則65条	巻き上げシーブの上面とジブの先端のシーブとの間隔を25CM以上となるよう調整しなければならない	P58
ク則66条の三	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるときは、外れ止装置を使用しなければならない	P58
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
基発第218号	荷を吊って走行させることは、原則として禁止させること	
則349条の四	囲い、絶縁用防護措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人をおくこと	P32
ク則74条の三	10分間の平均風速が毎秒10Mを超えることが予想されるときは作業を中止しなければならない	P59

3012 バックホー掘削積み込み作業		
則154条	機械の転落、崩壊の危険を防止するため、地形、地質の状態等を調査し、記録しておかなければならない	P20
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
規則358条	掘削作業を行うときは、点検者を指名してその日の作業を行う場所、周辺の地山の点検をしなければならない	P34
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則526条	高さ、深さが1.5Mをこえる箇所で作業する場合は、昇降するための設備を設けなければならない	P48
則155条の2の三	車両系建設機械で作業を行う場合は、作業計画書を作成し作業の方法を示さなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

3013 ブルドーザ押し土作業		
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

3014 ダンプ運搬作業		
則151条の三	車両系荷役機械を用いるときは、作業の場所、広さ、作業方法を定めた作業計画を作成しなければならない	P12
則151条の五	作業場所の地形、地盤の状態に応じた適正な制限速度を定めなければならない	P12
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則151条の十一	運転位置からはなれるときはエンジンを止めブレーキをかけるなど逸走防止の措置をしなければならない	P13
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12

3015 鋼矢板打ち込み引き抜き作業		
ク則70条の三	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P58
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則161条	車両系建設機械を積み下ろすときは平坦で堅固な場所。道板は十分な長さ、幅、強度を有するものを使用	P20
則151条の10の二	荷崩れ又は荷の落下で労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等 必要な措置を講ずること	P12
ク則220条	作業開始前に当該ワイヤーロープの異常の有無を点検しなければならない	P65
ク則213条	ワイヤーロープの安全係数は六以上出なければならない	P64
ク則215条	ワイヤーロープは素線の断線10%以上、直径の減少が7%以上、キンクをしたものを使用してはならない	P64
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
ク則74条の三	10分間の平均風速が毎秒10Mを超えることが予想されるときは作業を中止しなければならない	P59

「法令の根拠」要約コメント集

3016 機械埋め戻し作業		
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

3017 コンクリートポンプ車打設作業		
ク則70条の五	アウトリガーを最大に張出さなければならない。 拡幅式クローラクレーンの場合は最大幅にすること	P58
則171条の二の一	輸送艦を継手金具を用いて確実に接続し堅固な建設物に固定すること	P22
則171条の二の三	コンクリート等の噴出しにより、労働者に危険を生ずる場所に立ち入らせてはならない	P22
則163条	当該輸送管の内部の圧力を減少させるため空気圧縮機バルブ又はコックを解放すること	P13
則244条	作業を開始する前や作業中、型枠に異常が認められたときはさきようを中止し補修すること	P29
則519条	足場に手すりを設けるか又は安全帯や防網を設けること	P48

「法令の根拠」要約コメント集

小まとり作業

4001 人力掘削埋め戻し作業

則356条	地山の種類に合わせた適正な勾配を確保すること (手堀とは掘削の下にで作業員がいる掘削のこと)	P34
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則358条	点検者を指名し浮石、亀裂の有無、含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること	P34
規則358条	掘削作業を行うときは、点検者を指名してその日の作業を行う場所、周辺の地山の点検をしなければならない	P34
則519条の準用	労働者が転落のおそれのあるときは、手すり等を設けなければならない	P48
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則151条の四	車両系荷役機械を用いて作業するときは作業指揮者を定め、作業計画に基づき指揮をさせなければならない	P12
則157条の2	車両系建設機械が転倒、転落するおそれのあるときは、誘導者を配置しなければならない	P20

4002 機械掘削埋め戻し作業

則356条	地山の種類に合わせた適正な勾配を確保すること (手堀とは掘削の下にで作業員がいる掘削のこと)	P34
則358条	点検者を指名し浮石、亀裂の有無、含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること	P34
則157条の2	車両系建設機械が転倒、転落するおそれのあるときは、誘導者を配置しなければならない	P20
則355条	地山の掘削の作業を行う場合は作業箇所、作業周辺の十分な調査をしなければならない	P34
則154条	車両系建設機械の転落、地山の崩壊のおそれのあるときは、地形、地質の調査をして記録しなければならない	P20
則534条	地山を安全な勾配とし、土石を取除き、又は土留め支保工を設けること 雨水、地下水等を排除すること	P49
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則519条	足場に手すりを設けるか又は安全帯や防網を設けること	P48
則526条	高さ、又は深さが1.5Mをこえる箇所で作業する場合は安全に昇降するための設備を設けなければならない	P48
則458条	同時に異なる層で作業を行ってはならない	
則151条の四	車両系荷役機械を用いて作業するときは作業指揮者を定め、作業計画に基づき指揮をさせなければならない	P12
則157条の2	車両系建設機械が転倒、転落するおそれのあるときは、誘導者を配置しなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

4003 伐採作業		
則477条の二	つる、浮石等が作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、取除くこと	P66
則477条の3	立木の胸高直径が40cm以上の場合は直径の4分の1以上の受け口を作らなければならない	P66
則479条	抜倒するときは一定の合図を決め、労働者が避難したことを確認した後に抜倒しなければならない	P66

4004 機械盛土作業		
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
則151条の六の2	路肩等で転落のおそれがあるときは、誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の五	作業場所の地形、地盤の状態に応じた適正な制限速度を定めなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の六の2	傾斜地等で転落するおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の三	車両系荷役機械を用いるときは、作業の場所、広さ、作業方法を定めた作業計画を作成しなければならない	P12

4005 人力法面仕上げ・浮石除去作業		
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34

4006 機械法面仕上げ作業		
則154条	車両系建設機械の転落、地山の崩壊のおそれのあるときは、地形、地質の調査をして記録しなければならない	P20
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則365条	労働者の作業場所に接近し又は転落するおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P35
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則526条	高さ、又は深さが1.5Mをこえる箇所で作業する場合は安全に昇降するための設備を設けなければならない	P48
則160条の二	運転位置から離れるときは原動機を止め、走行ブレーキを掛ける等の逸走防止措置を講ずること	P20

4007 基礎砂利工		
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

4008 張芝作業		
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34

4009 リーダー式杭打ち作業		
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を配置しなければならない	P20
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則161条	車両系建設機械を積み下ろすときは平坦で堅固な場所。道板は十分な長さ、幅、強度を有するものを使用	P20
則175条	杭打ち機の巻き上げワイヤーロープの安全係数については、6以上としなければならない	P23
ク則70条の四	アウトリガーを鉄板等の上で移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない	P58
ク則70条の五	アウトリガーを最大に張出さなければならない。拡幅式きクローラクレーンの場合は最大幅にすること	P58
ク則74条の三	10分間の平均風速が毎秒10Mを超えることが予想されるときは作業を中止しなければならない	P59
ク則220条	作業開始前に当該ワイヤーロープの異常の有無を点検しなければならない	P65
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59
則331条	溶接ホルダーは日本工業規格C九三〇二に定める規格に適合するものでなければならない	P31
則333条	漏電による感電を防止するため感電防止用漏電遮断装置を接続しなければならない	P31

4010 鋼矢板土留め支保工設置作業		
則151条の四	車両系荷役機械を用いて作業するときは作業指揮者を定め、作業計画に基づき指揮をさせなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の六十七	最大積載量5t以上貨物自動車に荷の積み下ろしをするときは昇降するための設備を設けなければならない	P17
則370条	土留め支保工を組み立てるときは予め組み立て図を作成しなければならない	P36
則371条	土留め支保工の部材の取り付け等については、次に定めるところによらなければならない	P36
則372条の二	材料、器具又は工具を上げ、又は下ろすときは、つり縄、つり袋を使用しなければならない	P36
則519条の1	労働者が転落のおそれのあるときは、手すり等を設けなければならない	P48
則373条	設置後7日をこえない期間ごと、震度4以上の地震のとき点検し異常があるときは補修しなければならない	P36

「法令の根拠」要約コメント集

4011 鋼矢板土留め支保工撤去作業		
則518条の2	作業床を設けることが困難なときは、防網を張り安全帯を使用させなければならない	P48
則372条の1	切梁等を撤去するときは、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない	P36

4012 簡易鋼矢板土留め支保工設置撤去作業(プレート建て込み)		
則151条の六の1	運行経路について転倒又は転落のおそれがあるときは、幅員の確保等の措置を講じなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則375条の二	材料の欠点の有無並びに器具を点検し、不良品を取除くこと	P36
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

4013 簡易鋼矢板土留め支保工設置撤去作業(スライドレール)		
則151条の六の1	運行経路について転倒又は転落のおそれがあるときは、幅員の確保等の措置を講じなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

4014 型枠製作組立製作作業		
規則111条	回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、手袋を使用させてはならない	P66
則519条の2	臨時に囲い等を取り外すときは防網を張り安全帯を使用しなければならない	P48
則526条	高さ、深さが1, 5mをこえる場合は昇降設備を設けなければならない	P48
則537条	物体の落下のおそれのあるときは防網を設け、立ち入り禁止措置をしなければならない	P49
則352条	電動工具は使用前点検をしなければならない	P33

「法令の根拠」要約コメント集

4016 単管組立作業		
則560条	鋼管足場に使用する材質は日本工業規格A八九五ーに適合するものでなければならない	P51
則567条	作業開始前、悪天候、震度4以上の地震等の後の点検は書き事項について行わなければならない	P52
則573条	鋼管の混用による危険を防止するため鋼管に色と記号を付し鋼管の強度を識別できるようにしなければならない	P53
則564条の五	材料、器具、工具等を上げ又はおろすときは、つり綱、つり袋を使用しなければならない	P52
則562条	足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、労働者に周知させなければならない	P51
則518条の2	防網を張るか、または安全帯を使用する (注条文の解釈コマで区切られている場合は基本的にいずれかでよい)	P45

4018 枠組み足場組立作業		
則567条	作業開始前、悪天候、震度4以上の地震等の後の点検は書き事項について行わなければならない	P52
基発0424001	手すり先行工法に関するガイドライン	
則564条の四	高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けること	P52
則564条の五	材料、器具、工具等を上げ又はおろすときは、つり綱、つり袋を使用しなければならない	P52
則552条の四	高さ85cm以上の手すり、高さ35cm以上50cm以下のさん、又はこれと同等以上の機能を有する設備	P50
則562条	足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、労働者に周知させなければならない	P51
則518条の2	防網を張るか、または安全帯を使用する (注条文の解釈コマで区切られている場合は基本的にいずれかでよい)	P48

4020 型枠支保工組立作業		
則240条	型枠支保工を組み立てるときは組み立て図を作成し、組み立て図により組立てなければならない	P28
則540条	作業場に通じる場所及び作業場内には安全な通路を設け、常時有効に保持しなければならない	P50
則242条	型枠支保工については次に定めるところによらなければならない (詳細は法令集 Pを参照)	P28
則242条の三	支柱の継手は、突合せ継手又は差し込み継手とすること	P28
則242条の六	法令集 Pを参照	P28

「法令の根拠」要約コメント集

大まとまり作業

5001 雨水、汚水樹、人孔設置作業

則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則356条	地山の種類に合わせた適正な勾配を確保すること (手堀とは掘削の下にて作業員がいる掘削のこと)	P34
則534条	地山を安全な勾配とし、土石を取除き、又は土留め支保工を設けること 雨水、地下水等を排除すること	P49
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止 又は誘導員を配置しなければならない	P20
則519条	足場に手すりを設けるか又は安全帯や防網を設けること	P48
則526条	高さ、深さが1, 5mをこえる場合は昇降設備を設けなければならない	P48
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を 配置しなければならない	P20
則151条の四	車両系荷役機械を用いて作業するときは作業指揮者を定め、作業計画に基づき 指揮をさせなければならない	P12
則518条の2	防網を張るか、または安全帯を使用する (注条文の解釈コマで区切られている場合は基本的にいずれかでよい)	P48
ク則220条	作業開始前に当該ワイヤーロープの異常の有無を点検しなければならない	P65

5002 ロングトラフ敷設作業

則151条の三	車両系荷役機械を用いるときは、作業の場所、広さ、作業方法を定めた作業計画を 作成しなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を 配置しなければならない	P12
則151条の十三	荷役運搬機械の乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない	P13

5003 トラフ敷設作業

則151条の六の1	運行経路について転倒又は転落のおそれがあるときは、幅員の確保等の措置を 講じなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を 配置しなければならない	P12
則151条の十三	荷役運搬機械の乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない	P13

5004 長尺既製コンクリートブリュウム設置作業

則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則157条	車両系建設機械の転落防止のため路肩の補強、幅員の確保や誘導員を 配置しなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止 又は誘導員を配置しなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

5005 管渠工作業		
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則356条	法令集 Pを参照 この場合の手堀とは掘削下部で人が作業する場合と解釈する(指導機関の見解)	P34
則157条の2	路肩等で建設機械作業により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P20
則519条	足場に手すりを設けるか又は安全帯や防網を設けること	P48
則526条	高さ、深さが1, 5mをこえる場合は昇降設備を設けなければならない	P48
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則527条	一 丈夫な構造、二 幅は30cm以上 三 転位を防止するための措置	P48

5006 積みブロック敷設作業		
則151条の六の1	運行経路について転倒又は転落のおそれがあるときは、幅員の確保等の措置を講じなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の十三	荷役運搬機械の乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない	P13
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則518条の1	高さ2M以上で作業する場合は足場を組立作業床を設けなければならない	P48

5007 張りブロック作業		
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
則151条の六の1	運行経路について転倒又は転落のおそれがあるときは、幅員の確保等の措置を講じなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12

5009 フリーフレーム法枠工作業		
則540条の1	作業場に通じる場所及び作業場内には安全な通路を設け、常時有効に保持しなければならない	P50
則552条の四	架設通路は高さ85cm以上の丈夫な手すりを設けること	P50
則552条の六	高さ8M以上の登りさん橋には、7M以内ごとに踊場を設けること	P50
則481条の準用	造材作業等の下方に木材等が転落し作業員に危険を及ぼすおそれのある場合は立入禁止措置をすること	P66

「法令の根拠」要約コメント集

5012 既製ボックスカルバート作業		
則527条	一 丈夫な構造、二 幅は30cm以上 三 転位を防止するための措置	P48
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則518条の1	高さ2M以上で作業する場合は足場を組立作業床を設けなければならない	P48

5013 路床作業		
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則151条の五	作業場所の地形、地盤の状態に応じた適正な制限速度を定めなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則157条の2	路肩等で建設機械作業により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P20
則155条2の三	作業計画に基づき作業方法を定めて作業する	P20

5014 路盤作業		
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則157条の2	路肩等で建設機械作業により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P20
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

5015 舗装工		
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則151条六の2	車両系荷役機械が路肩近くの作業で労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導員を配置する	P12
則151条の十三	荷役運搬機械の乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない	P13
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則157条の2	路肩等で建設機械作業により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは誘導員を配置しなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

5016 圃場整地作業		
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

5017 圃場暗渠排水作業		
則151条の三	車両系荷役機械を用いるときは、作業の場所、広さ、作業方法を定めた作業計画を作成しなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則151条の十三	荷役運搬機械の乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない	P13
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20
則358条	点検者を指名し作業前、大雨後、中震以上(震度4)点検を行わせなければならない	P34
則155条	車両系建設機械の運行経路等を事前に調査し、作業計画を定めなければならない	P20

5018 客土作業		
則151条の五	作業場所の地形、地盤の状態に応じた適正な制限速度を定めなければならない	P12
則151条の七	労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止措置または誘導員を配置しなければならない	P12
則158条	車両系建設機械が労働者と接触するおそれのあるときは、立ち入り禁止又は誘導員を配置しなければならない	P20

「法令の根拠」要約コメント集

5019 異型ブロックヤード製作作業(1, 5Mm未満)		
ク則66条の三	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるときは、外れ止装置を使用しなければならない	P58
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59
基発第203号	低減措置の内容どうり	

5020 異型ブロックヤード製作作業(1, 5Mm以上)		
ク則66条の三	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるときは、外れ止装置を使用しなければならない	P58
ク則74条の二	吊り荷に下は次の一から六に該当する場合は、立ち入り禁止としなければならない	P59
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59
則521条	高さ2M以上は安全帯を安全に取り付ける設備を設けなければならない	P48
則528条	脚立は丈夫な構造、著しい損傷、腐食がないもの、開脚角度は75度以下、踏面は必要な面積を確保	P48
基発第203号	低減措置の内容どうり	
ク則220条	作業開始前に当該ワイヤーロープの異常の有無を点検しなければならない	P65
則567条	作業開始前、悪天候、震度4以上の地震等の後の点検は書き事項について行わなければならない	P52
則518条の2	防網を張るか、または安全帯を使用する (注条文の解釈コマで区切られている場合は基本的にいずれかでよい)	P48

5021 異型ブロック積み込み・運搬作業		
則151条の70	100K以上の荷の積み下ろしには、作業指揮者を定めその者の指揮により次の事項を行わせなければならない	P18
ク則74条	上部旋廻体と接触するおそれのある範囲に労働者を立ち入らせてはならない	P59
則151条の8	誘導者を置くときは一定の合図を定め、誘導者に当該合図をさせなければならない	P12
ク則71条	移動式クレーンの運転について、一定の合図を定め合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない	P59